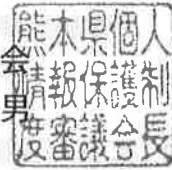


個審議答申第61号  
平成28年3月23日

熊本県教育委員会 様

熊本県個人情報保護制度審議会  
会長 衛藤 二 男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）  
平成28年1月14日付け教政第1133号で諮問のあった防犯カメラ等により  
個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規  
定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適  
当であると判断する。  
また、上記判断を行うに当たり、審議会は、次のとおり意見を述べる。  
（1）防犯カメラの設置に当たっては、生徒の突発的行動への速やかな対応とい  
う設置目的を踏まえ、生徒の姿を録画することについて、可能な限り、事前  
に本人の同意を得ることを検討すること。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、  
周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

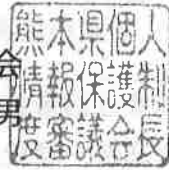
例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
ひのくに高等支援学校	ひのくに高等支援学校	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像

個審議答申第62号  
平成28年3月23日

熊本県教育委員会 様

熊本県個人情報保護制度審議会  
会長 衛藤 二 男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）  
平成28年2月1日付け教政第1198号で諮問のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。  
ただし、防犯カメラ等の使用は、その運用方法によっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
熊本県立図書館（くまもと文学・歴史館を含む）	熊本県立図書館	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像

個審議答申第63号  
平成28年3月23日

熊本県病院事業管理者 様

熊本県個人情報保護制度審議会  
会長 衛藤 二 男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）  
平成28年1月12日付け県病第295号で諮問のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。  
また、上記判断を行うに当たり、審議会は、次のとおり意見を述べる。  
(1) 防犯カメラの設置に当たっては、患者の離院対策という設置目的を踏まえ、離院事案が発生した場合の早期発見のため入院患者の姿を録画することについて、可能な限り、事前に本人からの同意を得ることを検討すること。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
県立こころの医療センター	病院局	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像